平成２１年（フ）第６７７１号
大阪府枚方市中宮東之町９番11号
債務者　安藤　昌一
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７７４号
大阪府門真市堂山町22番６号
債務者　岡田　節子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７５５号
横浜市栄区上郷町120番地の１
債務者　新井　大助
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１５号
静岡県磐田市上本郷1020番地２　クレール21－１、前住所静岡県磐田市立野2028番地３ジェイハイム豊田立野204
債務者　増田　唯彦
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４１６号
静岡県磐田市上本郷1020番地２　クレール21－１、前住所静岡県磐田市立野2028番地３ジェイハイム豊田立野204
債務者　増田　泰代
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４９６号
静岡県浜松市南区遠州浜２丁目３番206号
日本住宅公団
債務者　東　　高木
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第７０５号
岡山市中区中島59番地
債務者　研山　和子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６７号
熊本県球磨郡五木村下梶原甲4263番地２、住民票上の住所熊本県球磨郡五木村甲4391番地
債務者　松浦　春義
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第１１０号
秋田県大仙市大曲飯田町11番29号　須磨ハウスろ号室
債務者　藤城美和子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第５８７号
岡山市南区千鳥町９－14　サンライズ第一ハイツ25号、住民票上の住所岡山市北区富田332番地７
債務者　矢野　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８８号
岡山県瀬戸内市長船町土師1017番地10
債務者　矢野みつる
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１２号
熊本県八代市本町４丁目４番９号
債務者　中野優士朗
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１７８７２号
北海道千歳市富丘３丁目23―95―382、住民票上の住所北海道千歳市末広７丁目３―16
債務者　小栗　直幸
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７８７３号
千葉県市川市福栄２丁目15―11―311　秀和第１行徳レジデンス
債務者　熊木　弥生（旧姓北畠）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０１９号
東京都板橋区氷川町22―20―206
債務者　本田　俊也
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部